

公園の占用等に係る使用料 改正前後の比較表

- 1 公園施設を設ける場合
 改正後（H30.4.1から） 1平方メートルにつき1月 620円 現行（H30.3.31まで） 1平方メートルにつき1月 721円
- 2 公園施設を管理する場合
 改正後（H30.4.1から） 1平方メートルにつき1月 1,240円 現行（H30.3.31まで） 1平方メートルにつき1月 1,442円
- 3 公園を占用する場合

改正後（H30.4.1から）			
占用物件		使用料	
		単位	金額
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	4,644円
	電話柱（電柱であるものを除く。）並びにその支柱、支線柱及び支線		2,412円
	その他のもの		4,644円以内でその都度市長が定める額
2	送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円
3	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,164円
4	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,548円
5 変圧器	地上に設けるもの	1個につき1年	1,692円
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,548円
6 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		156円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		312円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		468円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		624円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,092円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,548円
	外径が1メートル以上のもの		3,096円
	7		鉄道、軌道その他これらに類するもの
8	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	129円
9	地下室、マンホールその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円
10 標識及び標柱	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,244円
	その他のもの		3,444円
11 工事用施設	地上に設ける板囲い又は足場、詰所、材料置場、駐車施設その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	536円
	上空に設ける足場又は養生棚		242円
12	その他のもの	占用面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	536円以内でその都度市長が定める額

現行（H30.3.31まで）			
占用物件		使用料	
		単位	金額
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	4,320円
	電話柱（電柱であるものを除く。）並びにその支柱、支線柱及び支線		2,232円
	その他のもの		4,320円以内でその都度市長が定める額
2	送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600円
3	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,356円
4	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,620円
5 変圧器	地上に設けるもの	1個につき1年	1,764円
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,440円
6 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		144円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		216円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		288円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		432円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		576円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,008円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,440円
	外径が1メートル以上のもの		2,880円
	7		鉄道、軌道その他これらに類するもの
8	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	120円
9	地下室、マンホールその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600円
10 標識及び標柱	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,340円
	その他のもの		3,600円
11	工事用板囲い、足場、詰所その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	624円

4 公園内行為を行う場合

改正後（H30.4.1から）		
行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	632円
業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき1日	2,180円
業として映画等を撮影するとき。	1箇所につき1日	8,778円
興行を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	42円
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	8円
その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	18円

現行（H30.3.31まで）		
行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	735円
業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき1日	2,536円
業として映画等を撮影するとき。	1箇所につき1日	10,208円
興行を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	49円
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	10円
その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	22円